

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **三島市** (都道府県: **静岡県**)
 本事業の担当部局名 **政策企画課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	三島市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	8,700,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 三島市では、令和2年度を初年度とする第2期三島市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援制度を効果的に推進しているものの、日本中で課題となっている少子化が三島市でも急激に加速している状況である。住民基本台帳に基づく三島市の総人口は、2010年の113,292人から減少を続け、2022年には107,204人と5.3%の減少となっている。婚姻率(人口千対)は令和3年で3.1と県平均と比べても低く、合計特殊出生率は、2013~2017年の値で1.49で、全国平均よりは上回るものの県平均より低い水準となっており、対策を講じる必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 本市における人口減少・少子高齢化の緩やかな変動に向けて、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「第2期住むなら三島・総合戦略~まち・ひと・しごと創生~」によって、「若者の結婚から子育てまでの希望をかなえ、魅力的で品格あるひとづくり・まちづくりを進め、幅広い世代や企業から『選ばれる都市』を目指す」と地方創生の基本方針を定めており、「保育園・幼稚園ICT等活用促進事業」や「街中で子育て応援事業」を取り組んでいく。</p> <p><本個別事業の位置付け> 「第2期住むなら三島・総合戦略 ~まち・ひと・しごと創生~」では、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標の一つとし、その中で①妊娠・出産・産後の切れ目ない支援②子ども・子育て支援の充実③地域とのつながりによる子育て支援④結婚支援⑤ワークライフバランスの実現を推進している。 本事業については、④の取組に位置付けられている。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/>			
※(注)3 【その他独自要件】			

2. 申請見込

①新規世帯見込

13	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	7
その他	6

②継続世帯見込

12	世帯
----	----

【世帯数積算根拠】

令和5年度の当事業における支給見込みを参考に予算の範囲内で算出。ただし、新婚世帯、令和5年度の新婚世帯による継続申請の状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。

(参考)

【令和5年度申請状況】

実施中	
申請世帯数見込	37
～12月(実績)	13
1月～3月(見込)	24

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	7 世帯 ×	600,000 円 =	4,200,000 円
(その他)	6 世帯 ×	300,000 円 =	1,800,000 円
		(継続補助)	2,700,000 円
		合計	8,700,000 円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市HPや広報誌に本事業を掲載し周知を図る。また、連携協定を結んでいる市内の郵便局に、チラシを配架してもらう。

KPI項目	単位	目標値	現状値
項目	単位	直近の実績	
合計特殊出生率		1.49 (H25～H29厚生労働省: R2公表値)	
婚姻件数	件	321 (R3静岡県人口動態統計: R5公表値)	
婚姻率		3.1 (R3静岡県人口動態統計: R5公表値)	
KPI項目	単位	目標値	現状値
事業内容番号	項目		
	(アウトプット)		
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100
	(アウトカム)		
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	90
			35
			66.7
			83.3
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。